

学校いじめ防止基本方針

渋谷区立上原中学校

平成26年4月1日策定

平成27年7月1日改訂

令和4年1月1日改訂

渋谷区立上原中学校「学校いじめ防止基本方針」

1 はじめに

(1) いじめの定義 (いじめ防止対策推進法による)

「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

(2) いじめ問題への基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた生徒の人権を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与える。その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れもある。いじめは絶対に許されない行為である。

したがって本校では、すべての生徒がいじめをせず、いじめられず、また他の生徒に対して行われるいじめを傍観することがないように、対策を講じる。

いじめに関する生徒の理解、教員の理解を深めるとともに、「未然防止」、「早期発見」、「事実確認」、「早期対応」、「再発防止」の5点について重点的に取り組む。

[生徒]

生徒は、いじめを行ってはならない。また、いじめを見過ごしてはならない。

[教職員]

本校の教職員は、いじめが行われず、見過ごされず、すべての生徒が安心して学校生活を送ることができるように努める。日頃より学校全体で「未然防止」と「早期発見」に努め、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速に「事実確認」を行い、組織的に「早期対応」をし、再発防止に努める。以上の対策を保護者・地域・関係機関と連携を図り、進めていく。

2 組織

「いじめ対策委員会」を設置する。

[構成員] 「いじめ対策委員会」

校長、副校長、主幹教諭、学年主任、教務担当、生活指導担当、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー

[役割]

- ① いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）
- ② いじめ防止に関すること
- ③ いじめ事案に対する対応に関すること
- ④ いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めること

[開催]

「いじめ対策委員会」は月1回程度を定例会とする。いじめ事案発生時は緊急開催とする。

3 本校における取組

(1) 未然防止

- ① 生徒の規範意識を高め、人間関係づくりの力を向上するため、全ての教育活動を

通じて道徳教育及び体験的活動の充実を図る。

- ② 教職員が生徒と接する機会を多く持ち、信頼関係を構築し、生徒の良さや個性を伸ばすよう努めるとともに、コミュニケーション能力、社会性や自尊感情、達成感、自己有用感の育成のため、所属意識を高める学級づくりを行う。
- ③ 保護者、地域、関係機関との連携を図るとともに、いじめ防止について生徒が主体的に考え行動する取り組みを支援する。
- ④ いじめに関する授業を全学年で年3回実施し、タブレット上の「そうだん」Formsなどの周知も行う。
- ⑤ いじめに関する校内研修を年3回実施する。
- ⑥ 「SOS の出し方に関する教育」の授業を1学年で年度当初に行う。
- ⑦ インターネット上特にSNSを通じて行われるいじめを防止するため、ネットリテラシー授業を行う。

(2) 早期発見

- ① いじめの早期発見のため、定期的なForms アンケート調査を実施する。
 - ・生徒対象のいじめアンケート調査 年5回
 - ・保護者対象のいじめアンケート調査 年1回
 - ・教育相談を通じた教員による生徒からの聞き取り 年2回
- ② いじめ相談体制
生徒及び保護者がいじめに関する相談を行えるよう、次の相談体制を整備する。
 - ・スクールカウンセラーの活用
 - ・いじめ相談窓口の設置（基本は特別支援教育コーディネーター）
- ③ 保護者や地域住民等からの情報も収集する。

(3) 事実確認

- ① いじめの相談を受けた場合は、相談を受けた生徒の人権に配慮しつつ、速やかにいじめ対策委員会を組織する。
- ② 軽微ないじめも見逃さずに認知するという姿勢で事実確認にあたる。
- ③ 教職員で役割分担を行い、関係生徒への聞き取り、アンケート調査等を通じて、事実の確認を迅速に行う。
- ④ いじめの事実を確認した場合は、全教職員で情報を共有する。そして事実と今後の対応方針について、関係保護者と共有する。教育委員会へ報告する。
- ⑤ 判明した事実、職員や各家庭との情報共有の過程、指導の経過は、時系列で記録する。

(4) 早期対応

- ① いじめ対策委員会において情報共有を行い、決定した対応方針に基づき、組織的に対応する。
- ② いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
- ③ いじめを受けた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。
- ④ いじめを行った生徒には、教育的配慮の下、いじめを許さないという毅然とした態度で指導する。
- ⑤ 良かれと思って行った言動や意図せずに行った言動が、結果的にいじめに該当する場合などには、一律に厳しい指導に終始することがないよう配慮する。
- ⑥ いじめを傍観していた生徒等に対して、自分の問題として捉えられるよう指導す

る。

- ⑦ いじめの解決に向けた対応状況については、適宜、関係する保護者と情報を共有し、対応を進める。
- ⑧ 状況に応じて、保護者会の開催などにより保護者と情報を共有する。
- ⑨ 必要に応じて、関係機関や専門家等と相談・連携して対応する。
- ⑩ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と相談・連携して対処する。
- ⑪ スクールソーシャルワーカー等による家庭支援など、保護者等への相談支援体制を整備する。

(5) 再発防止

- ① いじめを受けた生徒・保護者に対する支援を継続して行う。
- ② いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ③ いじめの解消についての判断は、いじめに係る行為が止んでいる状態が相当な期間（少なくとも3ヶ月を目安とする）継続していること、被害を受けた児童等がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められるか等について、面談等を通じて確認した上で、「いじめ対策委員会」において慎重かつ総合的に検討し、学校長が判断する。
- ④ 再発を防止するため、全教職員で継続して、関係生徒を見守っていく。
- ⑤ いじめの事実を受け止め、学級及び授業等における人間関係を改善する工夫を行うとともに、保護者及び地域と課題の共有、連携をしながら、いじめのない学校づくりを行う。

(6) 重大事態発生時の対応

- ① 重大事態の定義
 - ・生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある。
 - ・生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合（年間30日を目安とする）
- ② 重大事態が発生した旨を、渋谷区教育委員会に速やかに報告する。
- ③ 渋谷区教育委員会と協議の上、学校長が必要と認める場合は、別の職員や専門家をメンバーに加えることも視野に入れて対応する。
- ④ 前項の組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ⑤ 前項の調査結果については、個人情報保護に関する法律等を踏まえ、いじめを受けた児童・保護者等に対し、事実関係その他の必要な情報を真摯かつ適切に提供する。

4 その他

- (1) この基本方針を学校便り、保護者会、ホームページ上で周知する。
- (2) いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。
 - ① いじめの早期発見に関する取組に関すること。
 - ② いじめの再発を防止するための取組に関すること。